

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 16 仮想通貨交換業者関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>Ⅱ 仮想通貨交換業者の監督上の着眼点</p> <p>Ⅱ-2 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅱ-2-2-6 苦情等への対処 (金融ADR制度への対応も含む)</p> <p>Ⅱ-2-2-6-3 金融ADR制度への対応</p> <p>Ⅱ-2-2-6-3-1 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合の主な着眼点 (中略)</p> <p>① (略)</p> <p>②公表・周知・利用者への対応 イ. (略) ロ. 手続実施基本契約も踏まえつつ、利用者に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果(時効中断効等)等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>Ⅱ 仮想通貨交換業者の監督上の着眼点</p> <p>Ⅱ-2 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅱ-2-2-6 苦情等への対処 (金融ADR制度への対応も含む)</p> <p>Ⅱ-2-2-6-2 金融ADR制度への対応</p> <p>Ⅱ-2-2-6-2-1 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合の主な着眼点 (中略)</p> <p>① (略)</p> <p>②公表・周知・利用者への対応 イ. (略) ロ. 手続実施基本契約も踏まえつつ、利用者に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果(時効の完成猶予等)等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>(略)</p>